

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで

私が 20 歳となった昭和 56 年*月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、母親が家族の分と併せて婦人会を通じて納付していた。

このうち、申立期間を含む昭和 57 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、私が同年 5 月に厚生年金保険に加入したにもかかわらず、それを知らなかった母親が引き続き納付したものである。

昭和 57 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料は還付されたものの、申立期間の国民年金保険料は還付されていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「国民年金保険料集金カード」により、申立人は、申立期間を含む昭和 56 年*月から 57 年 9 月までの国民年金保険料を、両親及び兄夫婦と同一日に婦人会を通じて納付していたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和 57 年 5 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人に係る特殊台帳には、申立期間直前の 57 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料を 58 年 5 月に還付した記録があり、申立人及びその母親も還付について具体的に記憶している一方、申立期間の国民年金保険料については同台帳に還付した記録は無く、申立人及びその母親も還付金は受け取っていないと述べており、その主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年4月から7年7月までの期間に係る標準報酬月額記録については、4年4月から5年3月までの期間は16万円、同年4月から6年3月までの期間及び同年11月から7年7月までの期間は17万円、6年4月から同年10月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成4年4月から7年7月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から7年12月まで
申立期間の標準報酬月額が、給与支給額と相違するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成5年1月から同年3月までの期間は16万円、同年4月から6年3月までの期間及び同年11月から7年7月までの期間は17万円、6年4月から同年10月までの期間は19万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年4月から同年12月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額は12万6,000円とされており、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いが、賃金台帳で確

認できる給与総支給額は、年度単位では同額となっている上、平成5年1月から同年3月までの総支給額は16万円であり、かつ、当該期間においては、前述のとおり、標準報酬月額16万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることから判断すると、申立人は、平成4年4月から同年12月までの期間は、標準報酬月額16万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、平成7年8月から同年12月までの期間については、賃金台帳により、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成5年1月から7年12月までの長期にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和45年8月、同年9月及び48年1月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、45年8月及び同年9月は8万6,000円、48年1月から同年8月までの期間は9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和45年8月、同年9月及び48年1月から同年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から46年9月まで
② 昭和48年1月から同年8月まで

申立期間について、給与から標準報酬月額に見合わない金額の厚生年金保険料が控除されているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和45年8月及び同年9月は8万6,000円、48年1月から同年8月までの期間は9万2,000円とすることが妥当である。また、当該給与明細書により、昭和45年11月及び同年12月、46年2月から同年5月まで、同年7月及び同年8月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、報酬月額に見

合う標準報酬月額を超えており、さらに、45年10月、46年1月、同年6月及び同年9月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらなため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が昭和45年8月から46年9月までの期間、及び48年1月から同年8月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和36年4月にA社に入社し、その後、新工場として38年4月に立ち上げられたグループ会社のC社に一時出向したことはあるが、継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び同僚の記憶により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年5月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保

険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年2月までの期間、54年5月から57年3月までの期間及び60年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年8月から42年2月まで
② 昭和54年5月から57年3月まで
③ 昭和60年6月から61年3月まで

私は、昭和41年2月の結婚後、厚生年金保険に加入していた期間を除き、継続して国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①から③については、国民年金保険料が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和41年8月1日の厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金に任意加入したと述べているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、42年3月29日資格取得及び同年4月7日発行の記載があることから、申立人は、このころ任意加入手続を行ったものと考えられ、申立期間①は未加入期間であったことが確認できる。

また、前述の国民年金手帳の申立期間①に係る印紙検認記録欄には、「この月は納めることができません」と押印がある上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が所持する昭和47年4月1日発行の国民年金手帳には、54年5月9日資格喪失の記載があることに加え、申立人が所持する昭和54年度の国民年金保険料納付通知書には、54年5月から55年3月の国民年金保険料について、「フヨウ」の記載及び「不要」の押印があるところ、これらの記載等は、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳の記録と一致していることから、申立人は同日に国民年金被保険者資格を喪

失したものと考えられ、申立期間②は未加入期間であったことが確認できる。

また、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は、昭和 55 年 3 月に A 市に転入していることが確認できるところ、同市への転入後の任意加入手続及び国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かでない。

申立期間③については、申立人は、昭和 60 年 6 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金に任意加入したと述べているところ、申立期間③に係る任意加入手続及び国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かでない。

このほか、申立人が、申立期間①から③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から③の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から38年3月まで
私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、同居していた家族の分と一緒にすべて義父が行ってくれていた。
以前、自分の国民年金について市役所に問い合わせた際には、担当者から国民年金保険料の未納の期間は無いと言われているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間当時申立人と同居していた申立人の元夫、元夫の母及び妹の3人の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で払い出されており、申立人の記憶どおり、申立人と一緒に加入手続が行われたものと推認できるところ、申立期間に係る国民年金保険料は、社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳によれば、申立人の元夫については、申立人と別居後の昭和54年12月及び55年6月に特例納付したこと、申立期間当時は、一緒に納付していたとする申立人を含む家族4人全員が未納であったことがそれぞれ確認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、同居していた家族全員の国民年金について加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする元夫の父は既に死亡しているため、申立期間における国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月から 6 年 10 月まで

A社に勤務していた平成 5 年 7 月から 6 年 12 月までの期間のうち、5 年 9 月分から 6 年 10 月分までの給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 5 年 7 月分から 6 年 12 月分までの給料支払明細書、6 年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人が A社に 5 年 7 月 21 日から 6 年 12 月 29 日まで継続して勤務し、当該期間のうち、5 年 9 月から 6 年 10 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できる。

しかしながら、A社は、平成 5 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなく（以下「全喪」という。処理日は平成 5 年 9 月 28 日）なっている。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項では、厚生年金保険法第 27 条に規定する事業主が、被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合を記録訂正の対象とする旨規定しているところ、A社については、次の理由により、厚生年金保険法第 27 条に規定する事業主に該当することをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

- i) 厚生年金保険法第 6 条第 1 項第二号では、常時従業員を使用する法人の事業所を適用事業所とする旨規定しているが、A社は、閉鎖登記簿謄本により、平成元年 12 月 3 日付けで解散登記済みであることが確認できることから、申立期間当時は、既に法人格は有していないこと。

ii) 厚生年金保険法第6条第1項第一号では、常時5人以上の従業員を使用する個人経営の事業所を適用事業所とする旨規定しているが、A社の全喪日である平成5年9月21日時点では、社会保険庁のオンライン記録上の厚生年金保険被保険者数は二人（元事業主を含む。）だけである上、元事業主及び同年中に同社において被保険者であった従業員4人に照会しても、全喪日以降の従業員数について確認できる回答は無く、ほかに、それを確認できる関連資料等も無いこと。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 21 日から 7 年 12 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、平成 4 年 10 月の標準報酬月額は 15 万円となっているが、同年 5 月から同年 7 月までの給与振込額の平均は 22 万 6,000 円であり、標準報酬月額が給与振込額より 7 万 6,000 円低くなっている。私が A 社に勤務していた申立期間全般にわたって、標準報酬月額が給与振込額より 3 万円から 8 万円ぐらい低くなっているのを、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳等の資料により、A 社からの給与振込額は社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額に比べて高額となっていることは確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額は、同社が加入していた B 厚生年金基金の加入員台帳及び同社が社会保険事務を委託していた社会保険労務士事務所が保管する資料に記録されている標準報酬月額と一致する。

また、A 社の元事業主、同社の破産管財人及び前述の社会保険労務士事務所はいずれも、賃金台帳等の資料は保管していないとしており、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月から31年11月まで

私は、申立期間にA社B事業所の増設工事のため、同事業所内にあった建設事務所に「臨時常用員」として勤務していた。ほかの事業所の建設事務所に勤務した時には厚生年金保険に加入しているのので、申立期間についても、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の記憶から、申立人は、申立期間においてA社B事業所内の建設事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A社B事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、申立人が記憶している同僚のうち、正社員であったとしている10人については、全員に同社C事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、申立人と同様の業務内容で「臨時常用員」であったとしている5人のうち4人については、同社同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月から30年4月まで

私は、A職業安定所の紹介により、昭和24年9月からA市Bにあった「C」という人が所長をしていたD事業所に勤めた。次に、25年ごろ同市Eにあった「F」という人が所長をしていたG事業所に勤めた。そして、26～27年ごろには同市HにあったI事業所に勤めた。いずれの事業所でも毎月給与から厚生年金保険料を引かれていたと思うので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の業務内容を詳細に記憶していることから、それぞれの事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、それぞれの事業所については、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、該当する事業所名は無く、類似の事業所名で検索しても確認できなかった。また、それぞれの事業所は、所在地を管轄する法務局に商業登記も確認できなかった。

また、昭和28年から29年ごろにA市EにあったG事業所に勤務していた者は、「D事業所とG事業所は個人経営の事業所であり、厚生年金保険に加入していない。自分も、G事業所では厚生年金保険料は控除されていなかった。当時は個人の事業所で厚生年金保険に加入していることは珍しい。」と述べており、事実、同人には、G事業所における厚生年金保険被保険記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶しているD事業所の所長は既に死亡しており、同事業所以外の所長及び同僚については姓のみの記憶であることから、事業所の状況及び申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 7 月 3 日まで

私は、申立期間には、正職員としてA事業所に勤務していたにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の記憶から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が勤務した昭和 30 年 4 月 1 日の 1 年前から勤務していたと申立人が記憶している別の同僚は、申立人が勤務した後の同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同事業所では、採用後、一定期間において厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行っていたことがうかがえる。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から平成元年 3 月まで

私は、申立期間には、A社に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在職期間証明及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、昭和 59 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 3 月から 5 月までの期間については、適用事業所としての記録は無い。

また、事業主は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった後の申立期間について、「当時は、厚生年金保険に加入するか否か、従業員の希望を聞いており、加入を希望しない従業員の給与からは厚生年金保険料を控除していない。」と述べており、複数の同僚は、厚生年金保険の加入について希望を聞かれたことを記憶していることから、同社では、従業員の希望に応じて厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立人は、i) B市が保管する国民健康保険の加入記録によれば、申立期間において国民健康保険に加入していること、ii) B市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立期間において国民年金に加入し、昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月までの期間は、申請免除となっていることがそれぞれ確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も

確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月から 39 年 7 月まで
② 昭和 46 年 12 月 1 日から 48 年 2 月 6 日まで

申立期間①については、掘進夫として、A社に勤務しており、給与は出来高制だった。

申立期間②については、B市にある炭鉱で、組所属の掘進夫として勤務していた。給与は出来高制で、組の親方から受け取っていた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の氏名及び厚生年金保険料の控除等についての申立人の記憶は定かでなく、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、A社（現在は、C社）の事業主及び申立期間①に同社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

さらに、申立人は、申立期間①について、「A社の下請けの事業所に勤務していたのかもしれない。」とも述べているところ、当該事業所名、事業主及び同僚の氏名等を記憶しておらず、事業所を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人は、「B市にある炭鉱で、組所属の掘進夫

として勤務していた。給与は『D』という親方から受け取っていた。」と述べているところ、当該事業所名を記憶しておらず、また、「D」という名称に基づき社会保険庁のオンライン記録及びE社会保険事務所が保管する適用事業所索引簿によって確認しても、事業所を特定することができない。

なお、申立期間②当時において厚生年金保険の適用事業所としてB市内に所在していた炭鉱は、F社（現在は、G社）及びH社（現在は、I社）の2社であるところ、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、両社の事業主及び申立期間②に両社に勤務していたことが確認できた複数の者に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできず、また、社会保険事務所が保管する両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 5 日から 35 年 1 月 5 日まで

私は、A社B工場において、昭和 35 年 12 月 1 日に雇いになるまでの間、臨時社員として6か月間勤務した後、農作業のため2か月から3か月程度休んで、また、臨時社員として勤務することを繰り返していた。

臨時社員として勤務した期間は明確には記憶していないが、申立期間のうち臨時社員として勤務していた期間については、厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場（現在は、C社）から提出された人事記録により、申立人は、昭和 24 年 4 月からの期間（退職年月日不明）、32 年 11 月 21 日から 33 年 10 月 3 日までの期間及び同年 11 月 18 日から 35 年 5 月 31 日までの期間について、日雇労働者として同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社は、日雇労働者については、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったとしている。

また、申立人が記憶している同僚は、「申立人が日雇労働者として勤務していたことは記憶している。自分が日雇労働者であった期間は、厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。